

従量料金早見表

(税込み)

水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金
1	61.56円	13	1,101.60円	25	3,553.20円	37	6,715.44円	49	10,674.72円	61	14,899.68円	85	23,349.60円	501	1㎡につき
2	123.12	14	1,263.60	26	3,816.72	38	6,978.96	50	11,026.80	62	15,251.76	90	25,110.00	以上	476.28円
3	184.68	15	1,425.60	27	4,080.24	39	7,242.48	51	11,378.88	63	15,603.84	100	28,630.80		を加えて
4	246.24	16	1,587.60	28	4,343.76	40	7,506.00	52	11,730.96	64	15,955.92	150	50,446.80		ください
5	307.80	17	1,749.60	29	4,607.28	41	7,858.08	53	12,083.04	65	16,308.00	200	72,262.80		
6	369.36	18	1,911.60	30	4,870.80	42	8,210.16	54	12,435.12	66	16,660.08	250	94,078.80		
7	430.92	19	2,073.60	31	5,134.32	43	8,562.24	55	12,787.20	67	17,012.16	300	115,894.80		
8	492.48	20	2,235.60	32	5,397.84	44	8,914.32	56	13,139.28	68	17,364.24	350	137,710.80		
9	554.04	21	2,499.12	33	5,661.36	45	9,266.40	57	13,491.36	69	17,716.32	400	159,526.80		
10	615.60	22	2,762.64	34	5,924.88	46	9,618.48	58	13,843.44	70	18,068.40	450	181,342.80		
11	777.60	23	3,026.16	35	6,188.40	47	9,970.56	59	14,195.52	75	19,828.80	500	203,158.80		
12	939.60	24	3,289.68	36	6,451.92	48	10,322.64	60	14,547.60	80	21,589.20				

※上記料金早見表は一般用(専用栓)扱いです。

水道料金のお支払い方法

水道料金のお支払いには、次の二つの方法があります。

① 口座振替による方法

お客様の貯金・預金口座から2か月に一度(検針翌月の16日)に、自動的に支払われる方法です。

お支払い当日の貯金・預金残高が不足していると引き落としができません。貯金・預金残高には気をつけましょう。

② 納入通知書による方法

納入通知書(請求書)が郵送され、この納入通知書により最寄りの金融機関又はコンビニエンスストアでお支払いいただく方法です。

(クレジットカード、銀行振込でのお支払いはできません。)

転居等にもなる料金精算

お客様が、転居等により水道の使用を停止する場合は、担当者が転居日(停止日)に量水器の検針に伺い、当日までの料金精算をいたします。なお、当日お客様に会えない場合は、転居先へ納入通知書を郵送しますので、転居等のお届けの際は必ず転居先をお知らせください。また、現在口座振替をご利用のお客様につきましては、同口座からの振替も可能です。

なお、検針及び料金精算は、民間の会社に委託しております。担当者は、左胸に受託会社の名札をつけ身分証明書を持っています。

領収証

お支払いの証明となります。領収証は大切に保管しておきましょう。

水道料金に関するお問い合わせの際は

領収証に書いてある「お客様番号」をお知らせください。

水道料金のお支払いは便利な口座振替で

口座振替のお申し込みをさせていただきますと、金融機関がお客様にかわって自動的に水道料金を企業局へ払い込んでくれる、とても便利な制度です。

口座振替のお申し込みは簡単です

- ① 最近お支払いいただいた水道料金の領収証と印鑑(金融機関との取引印)を、お客様の貯金・預金口座のある金融機関へご持参ください。
- ② 県水お客様センターにお電話いただければ、「水道料金等口座振替依頼書」を郵送します。また企業局ホームページよりダウンロードも可能です。必要事項を記入してご返送ください。

口座振替の継続利用もできます

県営水道料金のお支払いを口座振替にしているお客様が、給水区域内(11市)に引越しをされる場合、新たに口座振替の申し込み手続きをされなくても同じ口座を継続して利用できます。

解除手続きもお忘れなく

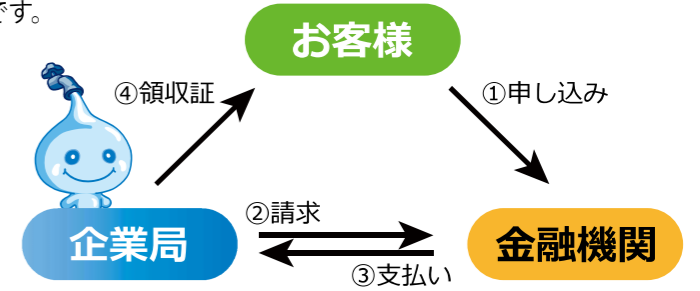
- ・引越しのために水道の使用をおやめになるとき
- ・金融機関を変えられるとき

※詳しくは県水お客様センター(2ページ参照)へお問い合わせください。

口座振替取り扱い金融機関

右に記載してある金融機関の本支店及び全国の郵便局(ただし金融機関によってはお申込みから口座振替取り扱いになるまで、多少期間がかかる場合があります。)

「口座振替済みのお知らせ」は、検針時に「使用水量のお知らせ」に添付し、お客様に直接お届けいたしますので、これによりお支払い情報を確認できます。



- 銀行**…千葉、みずほ、三菱UFJ、りそな、埼玉りそな、三井住友、常陽、千葉興業、きらぼし、京葉、東日本、東京スター、筑波、群馬、ゆうちょ(郵便局)、三菱UFJ信託、みずほ信託、三井住友信託、SMBC信託
- 信用金庫**…千葉、銚子、東京ベイ、館山、佐原、朝日、東京シティ、東京東、東栄、亀有、小松川、城北
- 信用組合**…銚子商工、ハナ、横浜幸銀、君津
- 労働金庫**…中央労働金庫
- 農協**…市原市、千葉みらい、市川市、とうかつ中央、ちば東葛、成田市、西印旛
- 漁協**…千葉県信用漁業協同組合連合会
(2019年4月1日現在)